

地域データセンター整備促進税制 申請マニュアル

令和3年4月

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 データ通信課

目次

第一章 制度の概要	3
1 概要	3
2 対象者	3
3 対象設備	3
4 税制支援の内容	4
(1) 措置内容	4
(2) 適用の要件	4
(3) 適用期限	5
5 手続	5
(1) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づく実施計画の認定手続	5
(2) 税務申告の際の手続	5
6 申請受付場所及び問い合わせ先	6
第二章 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づく実施計画の認定手続	7
1 全体的注意事項	7
2 様式第2号-1：地域特定電気通信設備供用事業実施計画認定申請書	8
(1) 記載例	8
(2) 注意事項	9
3 様式第2号-2：地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画書	10
(1) 記載例	10
(2) 注意事項	20
4 様式第2号-3：地域特定電気通信設備供用事業実施計画変更認定申請書	21
(1) 記載例	21
(2) 注意事項	22
第三章 参考	23
1 首都直下地震緊急対策区域について	23
2 地方税法（昭和25年法律第226号抜粋）	26
3 地方税法施行令（昭和25年政令第245号抜粋）	27
4 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号抜粋）	28
5 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号抜粋）（第3条及び第4条については、附則第4条の規定による読替え後）	28
6 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する	

電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号）	31
7 特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 28 年総務省告示第 244 号抜粋）	32
8 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号抜粋）	35

第一章 制度の概要

1 概要

本税制は、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターに、同区域内のデータセンターのバックアップを行うためにサーバ等の対象設備を設置する事業者に対して、固定資産税（地方税）の特例措置を適用するものです。

2 対象者

特定通信・放送開業事業実施円滑化法（平成29年法律第35号。以下「円滑化法」といいます。）附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条の規定に基づき、対象事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者^{※1}となります。

※1 電気通信事業者とは、電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者又は第16条の届出をした者をいいます。

3 対象設備

認定計画（円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条に規定する総務大臣の認定を受けた実施計画）に従って取得した以下の電気通信設備となります。

なお、以下②及び③は、①と同一の計画において相当期間内に設置されるものに限りません。

対象設備	設備の定義・条件
①サーバ用の電子計算機	首都直下地震緊急対策区域 ^{※2} 以外の地域のデータセンター ^{※3} に設置されるサーバ用の電子計算機 ^{※4} のうち、首都直下地震緊急対策区域内のデータセンターに設置されたサーバ用の電子計算機に保管された顧客の情報のバックアップ ^{※5} を行うためのもの。
②ルータ・スイッチ	①と同時に設置されるルータ、スイッチ等の通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（通信プロトコルの種類は問わないため、ファイバーチャネルスイッチ、インフィニバンドスイッチ等も対象となります。）。
③電源装置	①と同時に設置される電力を供給する装置のうち、①に電力を供給するもの（非常用発電機・無停電電源装置を含み

	ます。)
--	------

- ※2 首都直下地震緊急対策区域とは、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域をいいます。
- ※3 データセンターとは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業（いわゆるホスティングのこと）又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（いわゆるハウジングのこと）のための施設をいいます。
- ※4 サーバ用の電子計算機には、これと同時に設置される附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバ用のオペレーションシステムを含みます。（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成 28 年総務省令第 64 号。以下「設備等省令」といいます。）による。）
- ※5 バックアップとは、特定電気通信設備に電磁的記録として記録された情報について複製を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供することをいいます。（設備等省令による。）

4 税制支援の内容

（1）措置内容

対象設備に係る固定資産税の課税標準を最初の 3 年間価格の 4 分の 3 とする措置が認められます。

（2）適用の要件

首都直下地震緊急対策区域及び首都直下地震緊急対策区域以外の双方に設置された施設を利用して地域特定電気通信設備供用事業^{※6}を行う電気通信事業者については、ア) 及びイ) を満たすことが必要となります。

- ア) 対象設備の取得合計額が 5 億円以上
- イ) 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第 13 条第 1 号から第 7 号に掲げるものに限る。以下同じ。）の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が 20% 以上

注：ア) 及びイ) はその事業年度に新設又は増設した設備毎に計算します。

なお、当該年度に複数のデータセンターにおいて新設又は増設する場合には、そのデータセンター毎に計算します。

※6 円滑化法附則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいいます。

(3) 適用期限

平成30年4月1日から令和4年3月31日に取得した対象設備について適用します。

5 手続

手続の主な流れは以下のとおりです。



(1) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づく実施計画の認定手続

本税制の適用を受けるためには、認定計画に従って対象設備を取得等することが必要です。なお、認定の手続は次のとおりです。

ア 申請

次の書類を作成し、総務省（総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課）に提出してください。なお、記載要領については、第二章を参照してください。

- i 様式第2号-1の地域特定電気通信設備供用事業実施計画認定申請書
- ii 様式第2号-2の地域特定電気通信設備供用事業実施計画書
- iii iに記載の添付資料

イ 認定

総務大臣は、提出された実施計画が特定通信・放送開発事業実施円滑化法の実施に関する指針（以下「実施指針」といいます。）に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときは実施計画の認定を行います。

(2) 税務申告の際の手続

税務申告の際に、関係書類とともに認定書を地方公共団体の税務窓口に出します。

なお、地方公共団体により手続方法が異なる可能性がありますのでご注意ください。

6 申請受付場所及び問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

e-mail datacenter/atmark/ml.soumu.go.jp

(迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。)

電話 03-5253-5853

FAX 03-5253-5855

第二章 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づく実施 計画の認定手続

1 全体的注意事項

- 本章で記載の認定手続については、実施指針に基づいて行われます。
- 各資料の用紙は、原則として、日本産業規格A列4番の用紙としてください。
様式は、総務省のホームページからダウンロード可能です。
- 各資料に記載する数値は、3桁区切りで「,」を挿入してください。
- 申請内容については、できるだけ具体的な根拠、裏付けとなる資料等を添付してください。

2 様式第2号-1：地域特定電気通信設備供用事業実施計画認定申請書

(1) 記載例

様式第2号-1

地域特定電気通信設備供用事業実施計画認定申請書

令和2年4月1日

総務大臣 殿

申請者 住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
名称及び ○○株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 通信 太郎 印

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条第1項の規定により、地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- ・ 地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画書
(地域特定電気通信新設備供用事業の実施に関する計画書 添付資料)
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書
- ・ 事業計画の根拠資料

以上

(2) 注意事項

- 住所については、法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- 氏名については、法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できます。

3 様式第2号-2：地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画書

(1) 記載例

様式第2号-2

地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画書

作成日 令和2年4月1日
名称及び ○○株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 通信 太郎

1 地域特定電気通信設備供用事業の内容

(1) 実施しようとする事業の名称

○○データセンター供用事業

(2) 実施しようとする事業の内容

① 事業の概要

(データセンターの立地地域及び提供するサービスの概要を記載してください。またイメージ図を別紙1に記載してください。)

○○県○○市に○○データセンターを新設し、△△県△△市に立地する△△データセンターのバックアップセンターとして、△△データセンターにおける××サービスの利用者に対するバックアップサービスを提供する。

事業の概要は別紙1のとおり。

② 特定電気通信設備をその設置を誘導すべき地域に設置して他人の利用に供する事業であることの説明

ア 専ら電気通信設備の設置を目的とする施設に設置する設備を用いる事業であることの説明

(本事業で用いるサーバ等の電気通信設備が、データセンター(サーバ類を設置することに特化した施設)に設置するものであることを記載してください。)

本事業で用いる電気通信設備は、弊社の○○データセンター(特定非営利活動法人日本データセンター協会「データセンターファシリティスタンダード」ティア3相当)のサーバールームに設置するものである。

イ 供用する特定電気通信設備の説明

(本事業において整備(増設及び更改を含む。)する設備を記載した上で、内訳を別紙2に記載してください。)

本事業で整備する設備は別紙2のとおりであり、設備等省令第1条第1項に規定する電気通信設備である。

ウ 「イ」の設備を「他人の利用に供する事業」であることの説明

(「イ」の設備を、自社のデータの保管等に用いるものではなく、他人の通信の用に供するために整備するものであることを記載してください。特に、首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのものが含まれている旨を記載してください。)

本事業で整備する設備は、弊社のデータセンターサービスとして他人の通信の用に供するために整備するものであり、弊社自らが利用するためのものではなく、○○県○○市のデータセンターのバックアップに利用するための設備である。

エ 「イ」の設備を設置する地域の説明

(「イ」の設備を設置するデータセンターの立地地域を記載してください。必ず市区町村名まで記載してください。)

本事業で整備する特定電気通信設備は、〇〇県〇〇市に立地する弊社の〇〇データセンターに整備するものである。

オ 「イ」の設備を設置して行う事業であることの説明

(「イ」の設備は、既存の設備を振り替えて利用するものではなく、新たに取得、製作等して設置するものであることを記載してください。)

本事業は、弊社が新たに取得、製作等する設備を設置して事業を行うものである。

③ 情報の円滑な流通の促進に寄与する事業であることの説明

〇〇県〇〇市に立地する〇〇データセンターを他人の利用に供することにより、データセンターが集中する首都圏へのトラヒックの集中を回避し、通信の遅延や情報の損失の発生防止に寄与するとともに、当該データセンターを〇〇県〇〇市のデータセンターのバックアップに利用することにより、大規模災害等の発生時に首都圏に立地するデータセンターが一斉に利用不可能となった際も、情報が円滑に流通する環境を確保することにつながる。このため、本事業は「電気通信による情報の円滑な流通の促進」に寄与する事業に該当するものと考えられる。

(3) 地域特定電気通信設備供用事業の実施時期

令和2年12月

2 申請者の概要

- (1) 名称 〇〇株式会社
- (2) 設立年月 平成〇〇年〇月
- (3) 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
- (4) 資本金 〇〇〇百万円
- (5) 従業員数 〇〇〇人
- (6) 取引銀行 〇〇銀行
- (7) 主な事業内容 データセンター事業
- (8) 主要株主

氏名又は名称	年 月末現在(含む潜在)	
	所有株数	シェア
〇〇 〇〇	XXX,XXX株	100.0%
		%
合 計	XXX,XXX株	100.0%

(9) 役員状況

役職	氏名	常勤・非常勤	年齢	出身
代表取締役社長	通信 太郎	常勤	XX	〇〇株式会社
取締役	〇〇 〇〇	常勤	XX	〇〇株式会社

取締役	〇〇 〇〇	非常勤	XX	△△株式会社

(10) 会社の沿革

平成〇〇年〇〇月 ××株式会社設立
 平成〇〇年〇〇月 △△株式会社を吸収合併
 平成〇〇年〇〇月 〇〇株式会社へ社名変更

(11) 過去3力年の決算状況(単位:百万円)

損益計算書

	単位:百万円		
	平成30年3月期	平成31年3月期	令和元年3月期
売上高	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
営業費用	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
営業利益	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
当期純利益	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX

(12) 電気通信事業者の登録又は届出の番号及び年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 第XXXXXXX号

(13) 地方税法施行令附則第11条第44項の事業者区分

該当 ※1	事業者区分	内容
○	第1号※2	電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者(法人に限る。)であって、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令(以下「設備等省令」という。)第二条第一号で定める地域に設置された施設及び同地域以外の地域に設置された施設を利用して、地域特定電気通信設備供用事業※3を行う法人
	第2号	電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者(法人に限る。)であって、第1号に掲げる法人以外の地域特定電気通信設備供用事業を行う法人

(備考)

※1 申請時点において、該当する事業者区分の欄に○を記入すること。

※2 地方税法施行令附則第11条第44項第1号に該当する場合は、別紙3において5及び6の欄を記入すること。

※3 地方税法附則第15条第40項に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。

3 特定通信・放送開発事業の実施方法

(1) 経営方針

(今後どのように事業を展開していくのか等を記載してください。)

本実施計画に基づく税制支援(又は債務保証)を受け、弊社の〇〇データセンターにおける事業を拡大し、売上高及び営業利益の増加を図る。また、弊社では〇〇データセンターの運営に係る5年間の事業計画を作成しており、当該事業計画に基づき着実に事業展開を図っていく。

(2) 事業実施体制

(本事業の実施体制を記載してください。)

〇〇データセンターの運営に係る事業実施体制は以下のとおりであり、適切な人員体制を確保している。

設備監視	〇〇人
施設整備	〇〇人
事務	〇〇人

(3) 経営管理方針

(監査法人による監査を行っているのか、経営状況についてディスクロージャーを行っているのか等経営管理方針を記載してください。)

監査法人による監査を適切に受けており、経営状況についても公表することで透明性を高めているほか、一般社団法人マルチメディア振興センターによるデータセンターの安全・信頼性に係る情報開示認定を受けている(認定番号〇〇)。

※参考ウェブサイト:

【監査】<http://~>

【経営状況】<http://~>

4 事業計画等

(1) 設備投資等計画・資金調達計画

別紙2のとおりである。

(2) 損益計画

別紙2のとおりである。

(3) 資金収支計画

別紙2のとおりである。

(4) 希望する支援策

(「債務保証」、「助成金交付」、「税制支援」のいずれか又は複数を記載してください。なお、「助成金交付」については参考のために記載頂くものです。)

税制支援

5 事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 「地域の振興又は整備に関する計画との調和を図る」ことの説明

(地方公共団体等による地域の振興又は整備に関する計画に沿った事業であることを記載してください。)

〇〇データセンターは、〇〇県(〇〇市)が産業集積を図る地域として企業誘致を進めている〇〇区域に位置するものであり、近隣の他の事業者とも〇〇について連携するなど、地域との協

調を図っている。

(2) 「地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努める」ことの説明

(事業の実施にあたり、気候・地形、周辺産業、空地・空施設の利用等の地域特性を活用している点及び地元施工業者の活用や地元雇用の創出等により地域経済に貢献する点を記載してください。)

〇〇データセンターでは、寒冷地である〇〇県〇〇市の特性を活かし、冷涼な外気を活用した空調により消費電力の削減を図っている。また、施設や設備の整備に当たっては地元施工業者を活用するとともに、〇〇データセンターの運用に当たっては地域の雇用に努めており、地域経済の発展に資するものである。

(3) 「均衡的な特定電気通信設備の設置に資する」ことの説明

(事業を実施しようとする地域に立地するデータセンターが少なく、本事業により整備したデータセンターを供用することがデータセンターの均衡的な地域分散化に資することを記載してください。)

〇〇県は全国的に見てデータセンターが少ない地域であるため、〇〇県〇〇市に立地する〇〇データセンターの設備投資を行うことで、データセンターの均衡的な地域分散化に資するものである。

(4) 「地域内における利用の促進に配慮すること」の説明

(地域内の利用を促進することにより、トラフィック分散に資することを記載してください。)

今回の〇〇データセンターは、専ら首都直下地震緊急対策区域のバックアップを行うものであるが、今後の事業展開に当たっては、近傍利用等の地域内の利用の促進に配慮して進めるとしたい。

(5) その他配慮する事項に関する説明

(国際標準への対応としてIPv6に対応したデータセンターであることなど、その他配慮すべきとされている重要事項に合致している事項があれば記載してください。)

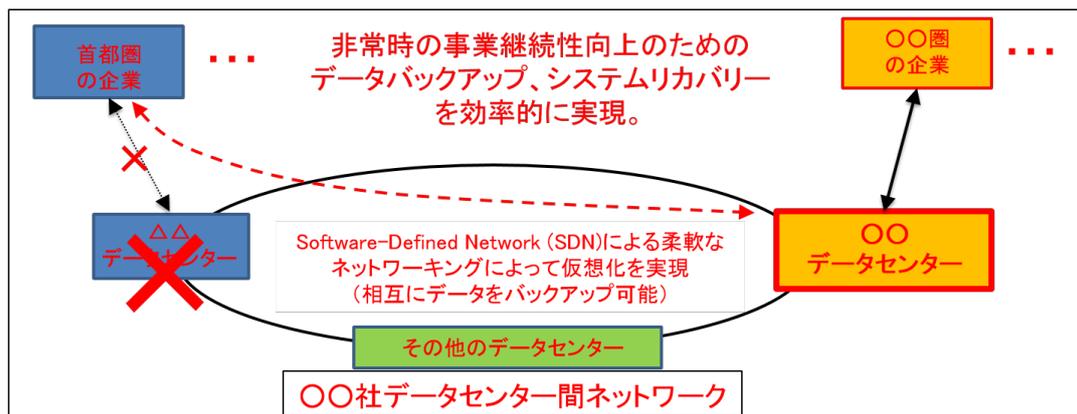
本事業で整備する設備は全て、近年普及が進む国際標準方式であるIPv6に対応しているなど、その他配慮すべきとされている重要事項にも合致している。

以上

〇〇データセンター供用事業

様式第2号-2-別紙1

申請者	〇〇株式会社 代表取締役社長 通信 太郎
実施地域	〇〇県〇〇市
事業概要	〇〇県〇〇市に〇〇データセンターを新設し、△△県△△市に立地する△△データセンターのバックアップセンターとして、△△データセンターにおける××サービスの利用者に対するバックアップサービスを提供する。
事業費	XX百万円



1. 設備投資等計画・資金調達計画

設備投資等計画(所要額)

(単位:百万円)

設備区分/設備名		数量	金額
電気通信設備	サーバ用の電子計算機	XX	XX
	ルータ・スイッチ	XX	XX
	電源装置	XX	XX
合計		XX	XX

(備考)

- ・取得等設備の内訳を別紙3に記載すること。

資金調達計画

(単位:百万円)

区分	調達先	金額
外部資金	借入金	0
		0
	社債	0
		0
	その他	0
自己資金		XX
合計		XX

(備考)

- ・国立研究開発法人情報通信研究機構等からの金融支援を希望する場合は、債務保証に係る借入先(金額・貸付期間・返済計画・担保・保証人等)を記載すること。
- ・各項目について、必要に応じ内訳書を作成のこと。

2. 損益計画

(単位:百万円)

	R3/3月期	R4/3月期	R5/3月期	R6/3月期	R7/3月期
売上高	XX	XX	XX	XX	XX
売上原価	XX	XX	XX	XX	XX
売上総利益	XX	XX	XX	XX	XX
販売費及び 一般管理費	XX	XX	XX	XX	XX
営業利益	XX	XX	XX	XX	XX
営業外収入	XX	XX	XX	XX	XX
営業外費用	XX	XX	XX	XX	XX
経常利益	XX	XX	XX	XX	XX
特別損益	XX	XX	XX	XX	XX
税引前利益	XX	XX	XX	XX	XX
法人税等	XX	XX	XX	XX	XX
当期純利益	XX	XX	XX	XX	XX

(備考)

各項目について、必要に応じ内訳書を作成のこと。

3. 資金収支計画

(単位:百万円)

	R3/3月期	R4/3月期	R5/3月期	R6/3月期	R7/3月期
資金収入合計	XX	XX	XX	XX	XX
償却前利益	XX	XX	XX	XX	XX
増資	XX	XX	XX	XX	XX
借入金等	XX	XX	XX	XX	XX
その他	XX	XX	XX	XX	XX
資金支出合計	XX	XX	XX	XX	XX
設備投資等	XX	XX	XX	XX	XX
その他投資	XX	XX	XX	XX	XX
借入金等返済	XX	XX	XX	XX	XX
その他支出	XX	XX	XX	XX	XX
資金過不足	XX	XX	XX	XX	XX
資金過不足累計	XX	XX	XX	XX	XX
期末借入金残高	XX	XX	XX	XX	XX

(備考)

各項目について、必要に応じ内訳書を作成のこと。

取得設備等一覧

(単位：百万円)

区分	取得年月	製造社名/ 型式	単価	数量	総額	設置場所
1. 電磁的記録として記録された情報について複製を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備（設備等省令第1条第1項第1号関係）（※1）						
(1) サーバ用の 電子計算機	令和2年12月	XX社XX-XXXX	XX	5	XX	〇〇県〇〇市
		YY社YY-YYYY	YY	5	YY	〇〇県〇〇市
		ZZ社ZZ-ZZZZ	ZZ	1	ZZ	〇〇県〇〇市
小計						
(2) ルータ・ スイッチ	令和2年12月	XX社XX-XXXX	XX	1	XX	〇〇県〇〇市
		小計				
(3) 電源装置	令和2年12月	XX社XX-XXXX	XX	1	XX	〇〇県〇〇市
		小計				
(1)～(3)の合計【A】						XX
当該電気通信設備が複製する元となる情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域					△△県△△市	
取得する設備が設備等省令第2条第1号に掲げる特定電気通信設備に該当し、かつ、同号に定める区域に設置するものである場合は○を記入（※2）					○	
2. 1に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備（設備等省令第1条第1項第2号関係）（※1）						
(1) サーバ用の 電子計算機						
	小計					0
(2) ルータ・ スイッチ						
	小計					0
(3) 電源装置						
	小計					0
(1)～(3)の合計【B】						0
3. 1及び2に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（設備等省令第1条第1項第3号関係）（※1）						
()						
小計					0	
()						
小計					0	
()						
小計					0	
()～()の合計【C】						0

以下4及び5は、実施計画書2（13）において第一号区分に該当するとして事業者のみ記載。

区分	総額	設置場所
4. 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（1から3までに記載した設備を除く。）（※3）【D】	XXX	〇〇県〇〇市

5. 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産の合計額に占める1.の割合		
(1) 1. の電気通信設備の取得価額の合計額【Aの額】	XXX	百万円
(2) 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産の合計額【A、B、C、Dの合計額】	XXX	百万円
(3) (2)に占める(1)の割合【(1) / (2)】	40	%

※1 法人の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産を構成している電気通信設備について記載すること。

※2 首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された区域）に立地する特定電気通信設備のバックアップを、同区域外に設置する特定電気通信設備で行おうとするものである場合。必要に応じて、その旨が分かる書類を添付すること。

※3 電気通信事業者（法人）の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるもの）について記載すること。

(2) 注意事項

- 実施計画書の記載内容は、記入例を参考にご作成ください。
- 別紙1～3の記載内容についても、記入例を参考にご作成ください。
- 実施計画書の添付資料として、以下の資料を添付してください。
 - ◇ 貸借対照表（申請日現在で直近のもの）
 - ◇ 損益計算書（申請日現在で直近のもの）
 - ◇ 定款（申請日現在のもの）
 - ◇ 登記事項証明書（申請日現在のもの）
 - ◇ 事業計画の根拠資料（適宜）

4 様式第2号-3：地域特定電気通信設備供用事業実施計画変更認定申請書

(1) 記載例

様式第2号-3

地域特定電気通信設備供用事業実施計画変更認定申請書

令和2年4月1日

総務大臣 殿

申請者 住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
名称及び ○○株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 通信 太郎 印

特定通信・放送開発事業実施円滑化法第5条第1項の規定により、地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 実施計画の変更理由
- 2 実施計画の変更箇所
- 3 地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画書
- 4 地域特定電気通新設備供用事業の実施に関する計画書 添付資料
(貸借対照表、損益計算書、定款、登記事項証明書、事業計画の根拠資料)

(省略した書類[※]:3のうち別紙1並びに4のうち貸借対照表、損益計算書、定款及び登記事項証明書)

※記載上の注意:省略した書類の項目番号及び内容を記載すること。

以上

(2) 注意事項

- 住所については、法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- 氏名については、法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できます。
- 添付書類等について、既に提出している書類の内容に変更がないときは添付を省略できます。その場合、その書類の項目番号及び内容を様式第2号-3の該当箇所に記載してください。

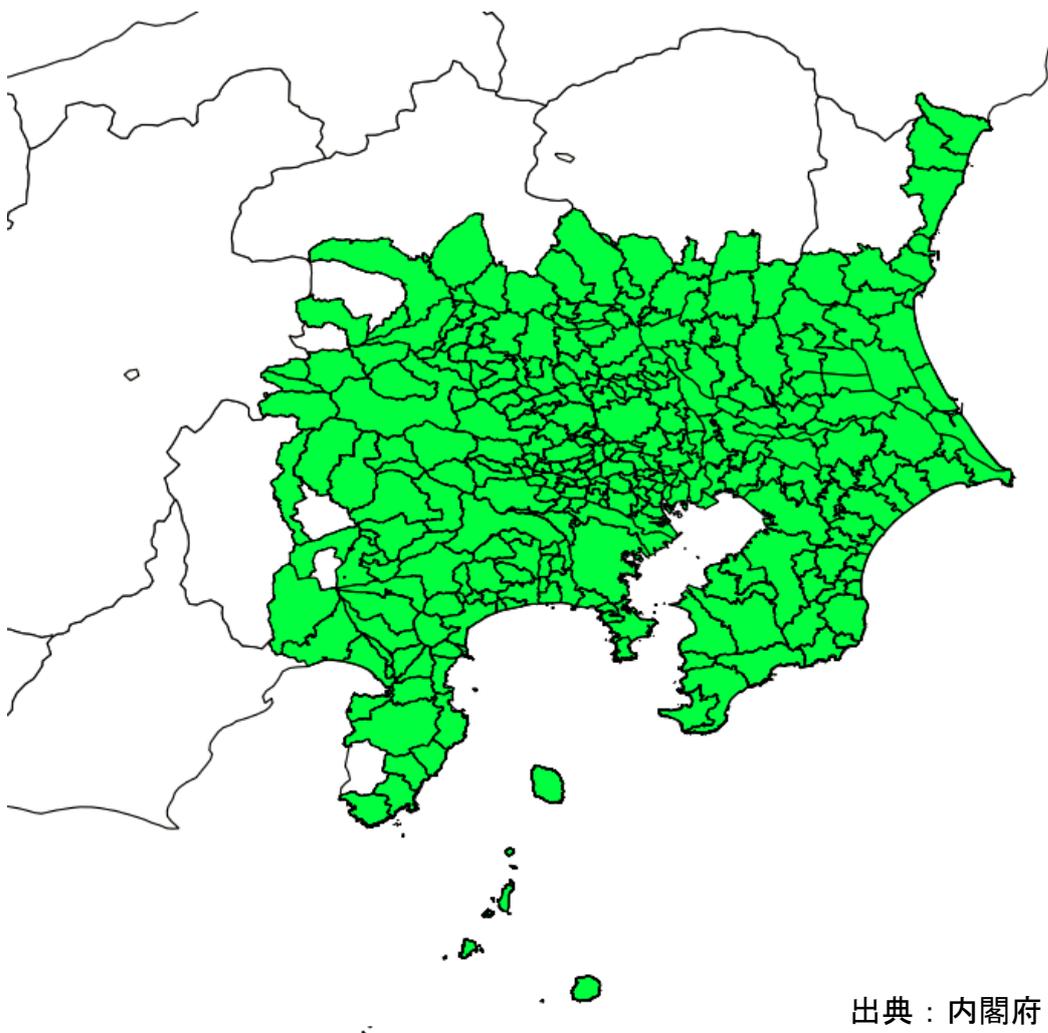
第三章 参考

1 首都直下地震緊急対策区域について

○ 首都直下地震緊急対策区域とは、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域をいう。

※ なお、首都直下地震緊急対策区域の範囲についての詳細は「6 申請受付場所及び問い合わせ先 (P6)」までお問い合わせください。

首都直下地震緊急対策区域のイメージ図



出典：内閣府 HP

首都直下地震緊急対策区域指定市区町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、下都賀郡野木町、同郡岩舟町
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町、同郡大泉町、同郡邑楽町
埼玉県 (全域)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、同郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀬町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町
千葉県 (全域)	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町、安房郡鋸南町

東京都 (全域)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、同郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県 (全域)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町、愛甲郡愛川町、同郡清川村
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村
長野県	南佐久郡川上村、同郡南相木村、同郡北相木村
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町

【参照条文】

○首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号抜粋）

（首都直下地震緊急対策区域の指定等）

第三条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による緊急対策区域の指定の解除をする場合に準用する。

2 地方税法（昭和25年法律第226号抜粋）

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条（略）

- 40 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（法人に限る。以下この項において「電気通信事業者」という。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項に規定する実施計画（同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）の実施に関するものに限る。）について同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の認定を受けたものが、平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）をし、かつ、同法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域内において直接当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第三項に規定する認定計画に記載された同号に規定する特定電気通信設備で政令で定めるもの（当該地域特定電気通信設備供用事業の用以外の用に供されていないものに限る。以下この項において「対象特定電気通信設備」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該対象特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該対象特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

3 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号抜粋）

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 （略）

39 法附則第十五条第四十項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第四十項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二 前号に掲げる電気通信事業者以外の電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備

4 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号抜粋）

附 則

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 （略）

79 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

80 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

5 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成 2 年法律第 35 号抜粋）（第 3 条及び第 4 条については、附則第 4 条の規定による読替え後）

（基本指針）

第三条 総務大臣は、電気通信による情報の流通の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業、新技術開発施設共用事業及び地域特定電気通信設備供用事業につきそれぞれ定めなければならない。

2 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- 3 前項各号に掲げる事項のほか、地域通信・放送開発事業にかかる実施指針においては、当該事業が行われるべき地域に関する事項について定めるものとする。
- 4 実施指針は、通信・放送事業分野に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。
- 5 総務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
- 6 総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 7 総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画の認定）

第四条 通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の内容
 - 二 通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業を実施に必要な設備その他通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施方法
 - 三 通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施時期
 - 四 通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 総務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が実施指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 4 総務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

附 則

(機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例)

第五条 機構は、第六条第一項に規定する業務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、次の業務を行う。

- 一 認定計画に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
 - 二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの実現(インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。)に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)を他人の利用に供する事業をいう。
 - 二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として記録することが可能な情報を大量に記録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設に設置するもの(以下この号において「特定電気通信設備」という。)を他人の利用に供する事業であって、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものをいう。
- 3 (略)

6 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令(平成28年総務省令第64号)

(法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備)

第一条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号。以下「法」という。)附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げるものとする。

一 電磁的記録として記録された情報について複製(電磁的記録によるものに限る。)を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの

イ サーバ用の電子計算機(これと同時に設置される附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバ用のオペレーティングシステム(ソフトウェア(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下このイにおいて同じ。))の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアをいう。)を含む。以下この項において同じ。)

ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備(イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。)

ハ イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置(当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。)

二 前号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの

イ サーバ用の電子計算機

ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備(イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。)

ハ イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置(当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備(第一号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。)

2 前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。ロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この項において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下このイにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報（以下この項において「提供情報」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された提供情報を電気通信回線を通じて提供を受ける者の閲覧に供する方法

ニ 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに提供情報を記録したものを交付する方法

（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域）

第二条 法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域は、次の各号に掲げる特定電気通信設備の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

一 首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域をいう。以下同じ。）に設置された特定電気通信設備に電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法（前条第二項に規定する電磁的方法をいう。）により提供するための特定電気通信設備 首都直下地震緊急対策区域以外の区域

二 前号に掲げる特定電気通信設備以外の特定電気通信設備 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏以外の区域

7 特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成 28 年総務省告示第 244 号抜粋）

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

(4) 地域特定電気通信設備供用事業

法附則第五条第二項第二号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行うものとし、当該事業については、次のとおりとする。

ア 「専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設」

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号。以下、「設備等省令」という。）第一条第一項に規定する電気通信設備のための建物（当該建物の特定の区画のみである場合を含む。）をいう。

イ 「特定電気通信設備」

設備等省令第一条第一項に規定する電気通信設備のうちアの施設に設置するものをいう。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第四十項に規定する対象特定電気通信設備については、法附則第五条第一項第二号に規定する助成金の交付対象とならない。

ウ 「他人の利用に供する事業」

特定電気通信設備を他人の通信の用に供する事業をいう。

エ 「総務省令で定める地域」

設備等省令第二条に規定する地域をいう。

特定電気通信設備の利用者は必ずしも当該地域内において当該特定電気通信設備を利用する必要はない。

オ 「設置して行うもの」

新たに取得し、製作する等した設備を設置してウの事業を行うものをいう。

既存の設備を当該事業の用に供することとする場合には対象とならない。

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

(1) 特定通信・放送開発事業全体

ア 経営方針の策定等

あらかじめ基本的な経営方針を策定することとし、状況の変化に応じて随時当該方針の見直しを図ること。また、おおむね5年間程度の事業計画を作成し、事業展開の方向について誤りのないよう留意すること。

イ 資金調達上の留意点

市場動向についての十分な予測を行った上で、事業規模及び事業の

性質等に対応した適切な資金計画を立案すること。実施に必要な資金の調達及び返済の計画を、資金の使途、期間、調達費用、収支見込み、資本の規模等を勘案して作成し、この計画に従って、各種の資金調達手段を有効かつ適切に利用して資金調達を行うこと。

なお、法に基づく出資制度の利用は民間出資の呼び水として特に必要な場合に限ること。

ウ その他実施体制における留意点

事業の性質等に対応した適切な人的体制及び物的資源を確保することにより、効率的な実施体制を整備するとともに、不正及び過誤の防止並びに適切性及び効率性の確保のための経営管理体制の確立に努めること。

設備投資については、事業内容及び市場動向に応じた適正規模の維持に努めることとし、過剰な投資による経営破綻を生じないように留意すること。

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

地域特定電気通信設備供用事業の実施に当たり実施計画の認定を受けようとする場合には、実施計画に次に掲げる事項を併せて記載して提出すること。

ア 当該実施計画により整備される電気通信設備が設備等省令第一条第一項各号のいずれに該当するかの別（同項第一号に該当する場合は、複製する情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域を併せて記載すること。）

イ 当該電気通信設備を設置する地域

ウ 当該電気通信設備ごとの取得価格

エ 認定を受けようとする者が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第十一条各号のいずれに該当するかの別（同上第一号に該当する場合は、同号に規定する地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産の取得価格の合計額も記載すること。）

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 特定通信・放送開発事業全体

利用者との関係においては、中小企業、過疎地域の住民や障害者等への配慮を含め、広く利用者の利益になるものをめざすよう努めること。

役務内容においては、情報の円滑な流通の促進の観点から、国民生活の向上又は産業活動の効率化に資するものをめざすよう努めること。地域社会の健全な発展の観点から、情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に資するものをめざすよう努め

ること。

特段の理由がない限り、国際的な取決め及び標準方式を採用すること。また、国際電気通信連合等の国際機関での検討状況も勘案するよう努めること。

外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に取り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。

事業に必要な設備の設置については、周辺環境との調和に努めることが望まれる。また、道路に特定通信・放送開発事業に係る施設の敷設を計画する場合には、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。

「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)において、通信・放送事業者に対する助成等につき講ずべき措置として、「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を見直す」こととされている。当該計画を踏まえ、法に基づく各種助成措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の規定に基づき、総務省が行う政策評価において施策目標を明記し、当該目標が達成されたとの評価を得た場合には、本実施指針の見直し等必要な措置を講じることとする。

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における特定電気通信設備の均衡的な立地に資するものとなるよう配慮すること。

さらに、地域内における情報流通の促進によって我が国における情報の円滑な流通の確保に資するため、特定電気通信設備の設置地域の近傍における利用の利点を適切に情報提供するなど、地域内における利用の促進に配慮すること。

8 法人税法施行令(昭和40年政令第97号抜粋)

(減価償却資産の範囲)

第十三条 法第二条第二十三号(減価償却資産の意義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるも

の（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

- 一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
- 二 構築物（ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- 三 機械及び装置
- 四 船舶
- 五 航空機
- 六 車両及び運搬具
- 七 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）